

## 大正期日本における中華民国法学の展開について

西, 英昭  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1650648>

---

出版情報 : 法政研究. 82 (4), pp.1-32, 2016-03-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 大正期日本における中華民国法学の展開について

西 英 昭

- 一 はじめに
- 二 台湾旧慣調査「その後」——満鉄調査部
- 三 東亜同文書院
- 四 公的諸機関による調査
- 五 山口高等商業学校
- 六 慶應義塾大学と早稲田大学
- 七 おわりに

### 一 はじめに

本稿は、大正期日本において中華民国法制を素材として展開した法学の一端を書誌学的・人物学的観点から整理しようとするものである。

日本においては一九一二年七月三〇日を以て明治四五年から大正元年へと改元、その後一九二六年二月二五日に

昭和へと改元され、大正年号は終わりを告げる。他方中華民国においては一九一二年、孫文が臨時大總統に就任するに伴い太陽暦が採用され中華民国元年となり、その後軍閥割拠の北洋政府時期を経て一九二八年、蒋介石により再統一が成し遂げられ中華民国は新たな節目を迎えることになる。即ち、日本の大正期は中華民国では丁度北洋政府期のほぼ全体にわたる時期にあたることになるわけである。

北洋政府時期は、清朝末期に行われた近代的な法典編纂活動の遺産を継承しながら、完成を目指しての努力が積み重ねられた時期である。その努力は政治的混乱の影響を受けて中々報われるには至らなかったが、一九二八年の南京国民政府による再統一以降、ようやく実を結ぶに至る。北洋政府時期は、中華民国法制にとって揺籃期にあたるというてよいであろう。

日本においても、清朝が倒壊し中華民国が成立するに及んで、一体その法制がどうなつてゆくのかという現実的な問題について大きな関心が寄せられた。一九三〇年代に至つて中華民国諸法が陸續と頒布された際には、日本側でもこれに即応した本格的な研究、例えば中華民国法制研究会<sup>(1)</sup>による逐条解釈書などが発表されるに至るが、これらの前提として大正期は、日本の外国法学の一部門となる中華

民国法学が立ち上がるうとする非常に重要な時期と捉えることができる。

しかしながらこの時期の日本における中華民国法学の展開過程を整理したものはほとんど存在しない。東洋法制史学においては若干の回顧<sup>②</sup>を見ることができ、戦後中華人民共和国の成立に伴い急速に学界の関心や研究の実益が現代中華人民共和国法へと移ったものか、本来であれば外国法研究史の一齣として位置づけられるべきこの時代については十分な整理が行われていないのが実情である。

勿論、一方でただ平板な法学史が縷々述べられることの弊害は十分に認識されなければならないが、それすら存在しないという尋常ならざる事態はやはり早期に解決されるべきであろう。まして、この時代の研究成果を抜おうにもその背景や著者に関する情報が不足していたのでは、十分な史料批判を行うことができず、折角の文献を十全に利用することができない。本稿がともかくも最低限の情報整理を急ぐ理由はそこにある。

筆者は先に拙著『臺灣私法』の成立過程<sup>①</sup>（九州大学出版会・二〇〇九、以下『拙著』と略）において特に台湾旧慣調査に関する人物研究を幾らか行い、また「近代東アジア法制関連日本語論文データベース<sup>③</sup>（仮）」として中華民

国法制、植民地台湾法制、旧満洲国法制研究関連の日本語論文を国吉亮太氏とともに整理しておいたが、今回は『拙著』での人物研究を大幅に敷衍し、さらに前掲データベースに登場した諸論文及びその作者たちに注目して書誌学的・人物学的な観点から情報を整理し、当座の文献解題・人物辞典的な文献を志向しつつ調査結果をまとめておくこととしたい。『拙著』で既に扱った内容については基本的にそちらに譲るが、『拙著』からの敷衍という行論の都合上、重複する内容がごく僅かながら再登場することを諒とされたい。

他方であまりに広範囲となると收拾がつかなくなるため、些か機械的ではあるもののひとまずは前掲データベース所掲論考のうち、大正期、中華民國の諸法典に関し発表された論考及びその作者を中心に扱い、整理の端緒とする。既に多くの研究が発表されている著名な研究者についてはこれを省き、これまでに十分には取り上げられてこなかった人物を中心に述べることにしたいが、なお数多くの先学を見落としている可能性がある。後日の補充を期す所以である。

## 二 台湾旧慣調査「その後」——満鉄調査部

『臺灣私法』『清國行政法』を生んだ台湾旧慣調査を主宰した岡松参太郎がその後満鉄調査部に移籍し、その経験自体が『滿洲舊慣調査報告書』に結実する調査へと引き継がれてゆく経緯についてはこれまでも重ねて指摘されてきたとおりである。<sup>(4)</sup> その大きな特徴の一つは、台湾旧慣調査に携わった人員が岡松とともにそのまま満鉄調査部に渡り、台湾での経験の蓄積を生かしながら調査を行ったということにある。その後そこへ東亜同文書院卒業の人員が加わり、さらなる展開を見せることとなる。しかしながら台湾からの一定程度の連続性を有しながらも、その人員は長らく満鉄調査部に留まり影響を広げるには至らなかった。

岡松の下で調査活動に従事した宮内季子<sup>(5)</sup>は満鉄調査部において『滿洲舊慣調査報告書』のうち『典ノ慣習』（南滿洲鐵道株式会社調査課・一九一三）、『押ノ慣習』（同・一九一三）を執筆し、前者の冒頭にある凡例に「同會（筆者註・臨時臺灣舊慣調査會）各報告書ノ補遺ト稱スルモ亦可ナリ」と宣言するなどその連続性を強烈に意識していたことが知られるが、その後彼は満鉄を辞して台湾の源成農場<sup>(6)</sup>の主任となり、調査関係から離れてゆくこととなった。

また宮内の後任として満鉄に赴任した眇田熊右衛門<sup>(7)</sup>も『滿洲舊慣調査報告書』のうち『租權』（南滿洲鐵道株式会社調査課・一九一四）を執筆し、『關東州土地舊慣一斑』（南滿洲鐵道株式会社總務部事務局調査課・一九一五）を東亜同文書院の卒業である亀淵龍長<sup>(8)</sup>・天海謙三郎<sup>(9)</sup>の兩名と書き上げている。眇田はまた「支那民國の法制」（台法月報七一二、八二・一九一三—一九一四）、「支那法系の運命」（台灣時報「東洋協會台灣支部」五〇・一九一三）など清朝・中華民國期の法制にも関心を広げている。現在の学術水準からみればかなり荒っぽい記述も含まれるが、初期の法制に関する論考としては興味深い。

しかし眇田はその後山東鐵道の總務部長に転出し、亀淵も東洋殖産株式会社に引き抜かれ、一人取り残された天海が関東都督府に居た杉本吉五郎<sup>(10)</sup>を満鉄に推薦したことで人事の問題が一段落する。以上の経緯は天海の述懐から明らかである。その天海も大正七年に三菱へ転職、彼によれば「杉本（吉五郎）さんが一人で孤塁を守っていたのです。杉本さんは典について宮内さん以後発明された問題を取り上げて報告書を出しましたけれども、先生一流の非常に細密な調査でしたね。これは満鉄で刊行した筈です<sup>(11)</sup>」となったようである。言及されているのは杉本吉五郎『關東州土

地制度論 關東州土地制度改正に際し慣習法の尊重を望むの論」(南滿洲鐵道株式會社社長室調査課・一九二二)であり、典の性格をめぐって『滿洲日日新聞』上で川村宗嗣との間に展開された論争の様子が収録されている。<sup>12)</sup>

旧慣調査につながる人的系譜はひとまず杉本までたどることができると、これ以降は途絶するに至る。満鉄調査部に在籍した伊藤武雄は以下のように述べている。

「われわれが入社した頃(筆者註・一九二〇年当時)には旧慣調査グループでは、杉本吉五郎さんというご老人だけが残っておられた。すでに天海さんも亀淵龍長さんも会社を離れていまして、杉本さんお一人がそういう旧慣調査のころの伝統を守っておりました。その杉本さんの調査のやり方を見ていますと、杉本さんは大連の調査課の事務室にはほとんど顔を出さないうで、しょっちゅう旅順の法院で資料を探索して勉強していた。杉本さんはせつせと旅順通いをし、調査課にはたまにしか顔を出さないと姿勢でした。ですからわれわれは旧慣調査なんというのは実にルーズなんだと思います、その時分は杉本さんや旧慣調査をあまり尊敬していなかったというのが事実です。」<sup>13)</sup>

即ち「あの頃われわれのほうは旧慣調査にある旧慣は、たんに旧慣であるということであの種の調査を軽蔑していました。つまりそこでいったん調査は断絶しているのです。」<sup>14)</sup>という状況であったのである。原覺天の表現を借りれば丁度「文献主義的な調査の進め方と実態調査主義的な調査の行き方との切り換え調整の時期」<sup>15)</sup>にあたり、調査活動の性格がここで大きく転換することになる。

この転換をもたらしたのは、石川鉄雄が調査課長に着任(一九二二年)して以降のことだという。彼は総合的な調査報告『滿蒙全書』を企画し、「それまでのエキスパート主義に代えてスタッフ全員をあげて調査をするというやり方をとった」<sup>16)</sup>調査が行われるに至ったのである。伊藤武雄によれば「当時はわれわれのような帝大出と同文書院出の古い調査マンとの間では調子が合わなくて、絶えず論争や闘争がありました。そこでなんとか一つまとまったものを皆が協力してやったらそういうこともなくなるのではないかと、石川さんは考えられたのではないか」<sup>17)</sup>とのことである。台湾旧慣調査の人員、さらにはそれを受け継いで調査活動を継続した東亜同文書院卒業の人員とはひとまず断絶した、性質の異なる調査活動が展開するに至る一つの分岐点として位置付けることができよう。

杉本は孤立無援の状態にありながらこの企画へも参与し、中華民国法制について調査を行い、南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課編『滿蒙全書』第六卷（滿蒙文化協會・一九二三）の「法制」<sup>18</sup>を執筆している。内容は総論・憲法・民法・商法・刑法の五編、八五〇頁に及ぶ長大な報告書である。憲法・商法・刑法が簡単な解説と主要法典の和訳に終始しているのに対し、民法部分は川村との論争の影響が相当に詳細な解説が置かれている。これについては杉本を軽蔑していたという調査部の人員も一目置いていたようであり、先の伊藤は「『滿蒙全書』ができ上がって見ますと、杉本さんのものが一番よくまとまっているのですね。けれどもそういう杉本さんの着実なところは当時われわれには分からなくて、まったく無視したのです。」<sup>19</sup>と回顧する。

なお、百科全書の観を呈する『滿蒙全書』においては、法制のみならず様々な主題につき報告がなされているが、うち「行政」について伊藤は「『清國行政法』がほとんど唯一の資料源でした」と述べ、合わせて橋樑の『支那研究資料』についてはその存在を知らず、「もし知っていれば杉本老が当然使っていたはず」としている。<sup>20</sup>『清國行政法』の「その後」<sup>21</sup>に関する貴重な証言といえよう。

その『支那研究資料』については既に山本秀夫「中国雜

誌解題「支那研究資料」(アジア經濟資料月報一三・四・一九七一)に詳しい。山本は田原天南(禎次郎)と橋樑により刊行された同誌の刊行時期と後藤新平の内務大臣(寺内内閣)在任時期とが重なることから後藤との関連を推定し、さらには『支那研究資料』の「主要部分を占める『民國行政紀要』が、ある意味で『清國行政法』の継続である」が、調査目的の差異、特に同誌が「中国に関する精確な知識の提供を目的とし」さらには「橋の個人的な特殊な関心のあつたことに留意すべき」としている(四二―四三頁)。

『支那研究資料』所収の「民國行政紀要」では第三卷として「司法」(支那研究資料一・二・一九一七)が置かれているが、計六三頁の簡単なものとなっている。これよりもさらに重要なのは土地制度について二〇〇頁を超える詳細な記述を行った論文、一處員「田賦」(同一・二、四・一九一七)であり、山本は橋樑自身の作と推定している。これ以外にも台湾旧慣調査との関連でいえば『支那研究資料』には、織田萬・岡松参太郎の助手として京都帝國大学に勤務した経験を持つ高橋聿郎の「法律上の滿蒙」(同一・四・一九一七)、台湾旧慣調査の発案者としても言及される大内丑之助の「獨逸經營時代に於ける膠州灣施政の研究」

(同一七、二二一、二一九一七一九一八)が収録されており、満鉄調査部とはまた別に台湾旧慣調査の「その後」の展開を見ることが出来る。

台湾旧慣調査は法制史方面においても影響を残している。調査人員として参加した浅井虎夫や東川徳治はそれぞれ浅井虎夫『支那法制史』(博文館・一九〇四)、同『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(有斐閣・一九一一)や東川徳治『支那法制史論』(臨時臺灣舊慣調査會・一九一五)、同『支那法制史研究』(有斐閣・一九二四)、同『典海』(法政大學出版部・一九三〇)、同『増訂支那法制大辭典』(松雲堂・一九三三)、後『中國法制大辭典』(燎原・一九七九)として翻刻出版)といった著作を出版している。

これらの著作はいずれも明治初期の東洋法制史学の古典として一定の評価を為すべきものと思われるが、仁井田陞は浅井『支那法制史』につき「その記述は甚だ平面的であり…法学的意味内容を明らかにしようとする傾向に乏しい」と評し、東川『支那法制史研究』に至っては「骸骨制度的羅列であること、古典をかれこれの区別なく法として引用していること、これらの古典に就いてのテキストクリティックが乏しいこと、記述がドグマ的教説的であること…」と酷評している。<sup>26)</sup>これらは仁井田自身の方法論を顧

みるにおいて興味深い言説であるが、逆にこれらの言説によって浅井や東川の業績が充分に回顧されることがなくなってしまうのかもしれない。<sup>27)</sup>

満鉄調査部では『滿蒙全書』の後も法制に関する研究が散見される。南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課『支那に於ける外人の商標權』(古館尚也<sup>28)</sup>担当(同課・一九二二)、同『奉天省に於ける司法制度』(水谷國一<sup>29)</sup>担当(同課・一九二七)などである。特に水谷はその後も満鉄において外交・經濟方面で数多くの調査報告を手がけたことが知られる。

なお、こうした初期の滿洲での蓄積が現地においてやはり必要な知見として継承されていたことも判明する。旅順に本拠を置いて活動した滿蒙研究會が刊行した雑誌『滿蒙研究彙報』には法制に関する記事が多く掲載されている。「公表せられたる土地舊慣調査報告其他各方面の材料を仔細に吟味し其中實用に適切なる部分を摘録し讀者の通讀に適する程度に編纂」したとその諸言に明記される「滿蒙土地舊慣一斑」(滿蒙研究彙報一六、一七・一九一七)、それ

を受けた「滿蒙に於ける土地制度舊慣一斑」(同一九、二〇・一九一七)、「奉天省に於ける典の慣習」(同一二、二三、二五・一九一七一九一八)はいずれも旧慣調査の成果を広く流布するに貢献したものと思われる。また「慣習を



参酌する「關東都督府高等法院判決例」（同一九〇二一、二五・一九一七・一九一八）では現地の慣習が裁判において反映された例につき紹介が行われている。いずれも実務へも直結する内容を含むものとするができる。

また同誌では中華民法制に関連した記事も見受けられる。「支那民律と我帝國民法の對照（一）」（一六）（滿蒙研究彙報一九〇二三、二五、二七、二九）三五、三七（三八・一九一七・一九一九）では大清民律草案<sup>30</sup>の總則編全編と債權編の一部（第一条〜五四条まで）につき、和訳と日本民法との對照が行われている。時に註釈も付されている詳細なものであり、初期の条文研究の例として貴重である。ただ、先に挙げた旧慣調査関連の論考とともにこれらは全て著者名を欠いた記事となっており、著者が確定できないのが残念である。

### 三 東亜同文書院

さて以下、先に述べた亀淵龍長、天海謙三郎、川村宗嗣といった錚々たる調査人員を輩出した東亜同文書院における法学研究について述べることにしたい。東亜同文書院は一九〇一年に根津一を院長として上海に設置され、清朝・

中華民国に関する実学的な教育を行い幾多の人材を輩出したことで知られ、戦後は現在の愛知大学へとその流れが継承されていったものであるが、ここに改めて紹介する必要のないほど有名な機関であるといえよう。<sup>31</sup> 同書院では当初政治科・商務科の二科が置かれ、直接「法学科」が置かれただけではないが、清朝・中華民国の「制度律令」については実務上も重要な知識として講ぜられていた。書院の設立母体である東亜同文会が一九〇四（明治三七）年に既に大清律の和訳を刊行している（東亜同文會纂譯『大清律』（東亜同文會・一九〇四））ことから、制度や律例への関心の高さが窺えよう。そうした東亜同文書院の中でも法制関係の研究者として特に名を挙げなければならないのは馬場敏太郎、さらには先に登場した川村宗嗣の二人である。

まずは馬場敏太郎<sup>32</sup>であるが、彼自身東亜同文書院の卒業生であり、その後同書院の教授となって教育に身を捧げた人物である。彼は初期に『支那經濟地理誌 交通全編』（禹域學會・一九二二）をまとめ上げ、その改訂を加えつつ、法制関連では雑誌『支那研究』上に「支那司法制度の研究」（支那研究二・一九二六）や「支那地方行政制度の研究」（同一五・一九二七）といった形で陸統とその成果を公表し、それらをまとめ、さらに他分野の情報も新たに加



えて『支那經濟地理誌 制度全編』（禹域學會・一九二八）として出版するに至る。同書は一五〇〇頁に迫ろうかという大著である。

馬場をして中華民國法制研究に向かわしめた理由は前任者大村欣一<sup>33</sup>の存在であった。大村は先に『支那政治地理誌』上下巻（丸善・一九三二―一九三五）を世に送り、法制関連については上巻において歴代の中央地方關係、中央官制、地方官制、清の中央官制、地方官制、裁判制度、會審制度、自治と八章にわたってこれを展開していた。この内容を踏まえつつ東亜同文書院において「支那制度律令」を講じていた大村が一九二五年に病没したのを受けて馬場がその後任となるに及び、それ以前から手を付けていた原稿を整理したのが成書の経緯となったことが論考「支那地方行政制度の研究」の冒頭に記されている。

馬場自身、『清國行政法』及び『支那政治地理誌』に多くを負ったことを明記しているが、両書ともその記述を清末で終えており、中華民國法制についてはこれを新たに補充する必要があった。彼は以下のようにその苦勞を綴っている。

「然れども民國以後に於ける現行支那行政制度の全般

に亘りては僅かに東亜同文會發行支那年鑑、上海商務印書館刊行中國年鑑及中華年鑑；、其他滿蒙年鑑あるのみにして、現行行政制度を記述するも、固より支那のみに亘りて詳述せるに非ず、説く所其梗概を盡せるのみなりとし、之が研究は常に政府發行の公報に注意し補正を爲すの外途なし、；加ふるに制度の研究に必要なる法令は朝に之を發して夕に之を改廢する等眞に朝三暮四にして、；譬へ又善美の法制ありとするも、多くは空文に終りて實行之に伴はず、研究者をして誠に其の捕捉する所に苦しましむ、蓋し一部の研究者をして支那に制度なしと嘆息せしむる所以なりとす<sup>34</sup>」

以上の記述からは、公報が研究の貴重な資料源となっていたことも窺える。当時の研究環境を考える上で興味深い要素である。

次に川村宗嗣<sup>35</sup>である。杉本吉五郎との間で「典」の性格をめぐる激しい論争を行ったことについては先述の通りであるが、川村の活躍はこれに止まらない。川村宗嗣『支那現行民法法則』（魯庵記念財團・一九二五）は、当時未だ中華民國民法が制定される前にあつて、その民法法の全容を窺う包括的な著作を企図した野心的な作品である。「予

從來研究ノ必要ヨリ大理院（支那ノ最高法院ニシテ我大審院ニ當ル）ノ判決例及ビ法令解釋例ヲ涉獵スルニ、一般民事ノ各般ニ亘ツテ大體ノ事項ハ判決又ハ解釋ノ例ガ具備シテ居ル。之ヲ取捨採録シ補フニ現行ノ諸法令ヲ以テセバ略ボ民法ノ體ヲ爲スニ足ルヲ知ツタ。」（同書自序四五頁）と淡々とその執筆時の状況を述べているが、大変な難事業であった筈である。判例聚集の難航具合については彼自身二頁にわたりこれを述べている。以下に掲げておこう。

「之等ノ大理院判決例及ビ解釋例ノ聚集ニハカナリ苦心ヲシタ。要旨摘録的ノモノデナク、ナルベク全文ノモノヲ手ニ入レテ研究シ度イト心懸ケタガ、判例ニ就キテハ天虛我生氏編輯ノ大理院民事判決例甲編以下十二冊；解釋例ニ付キテハ同氏編輯ノ法令解釋彙編甲編以下五冊；ヲ手ニ入レ得タ丈デアル。同氏ノ此ノ編輯ハ吾々ニトツテ貴重ナ材料デアルガ、其後續編ノ出版ヲ見ヌノデ此以後ノ全文ノ判例ハ私ノ手ニ這入ラナイ。ソレデ大理院デ出版シテ居ル大理院判例要旨滙覽ト法令解釋要旨滙覽ヲ手ニ入レヨウトシタガ之モ中々手ニ這入ラナイ。依テ止ムナク俗間ニ行ハレテ居ルモノヲ涉獵シタ。例ヘバ黃榮昌氏編輯ノ大理院法令判解

分類彙要；、周諸暨氏編輯大理院判例解釋新六法大全；、唐慎坊氏編輯大理院判例解釋菁華錄；等ガ是デア  
ル。之等ハ編纂ノ方法比較的雜駁ナ爲メニ其取捨選擇  
ニ可成ノ面倒ナ手數ヲ要シタ。ソシテ本稿ガ略完成シ  
タ後ニ至ツテ前述ノ大理院編纂ノ判例要旨滙覽；、法  
令解釋要旨滙覽；ガ辛ジテ手ニ這入ツタ。之ハ判例及  
ビ解釋例ノ取捨選擇ニ相當意ヲ用ヒラレテアリ、稍統  
一整理サレテ居ルノデ、之ガ初メカラ手ニ這入ツタラ  
幾分手數ガ減ジテ居タラウト思フ。」<sup>46</sup>

以上の記述は当時の法情報流通の状況を今に伝えるとともに、そこでは中華民法制に関する情報収集の困難さという、現在の研究者も共有する悩みが打ち明けられている。さらに興味深いのはこの箇所が続けて描かれる当時の中国人法学者たちの状況である。即ち以下の部分である。

「民法成文法ノ無イ支那デ大理院ノ判例ガ充分普及サレテ居ラヌト云フコトハ甚ダ不便ナコトデアル。殊ニ専門ノ法律家ノ間ニスラ判例ノ批判ナリ研究ナリガアマリ行ハレテ居ラヌラシイノハ誠ニ支那ノ法曹界ノ爲メニ遺憾ニ思フ。本稿ノ草稿ヲ奉天省長王永江氏ニ示

シタ所同氏カラ更ニ奉天高等審判廳ニ廻シタト見エテ五六ノ附籤ガ付イテ歸ツテ來タ。ソレハ孰レモ予ノ引用シタ判例ノ數個ガ判例要旨滙覽ニ載録サレテナイカラ採用ニ便ナラズト云フノデアル。此事實ハ率直ニ云ヘバ高等審判廳ノ廳長乃至判官連デスラ大理院判例ノ全文ハ勿論、判例要旨滙覽スラ充分研究シテ居ラヌラシイト疑ハレテモ致シ方ナイト云フコトヲ暴露スルモノト考ヘラレル。他省ニ卒先シテ外國法權ノ撤廢ヲモ主張シ様ト云フ奉天省ノ司法界ニ特ニ發奮ヲ望マザルヲ得ナイト同時ニ、判例ノ普及ト其嚴正ナル批判研究ノ盛行セラレンコトヲ支那ノ法律界ニ切望セザルヲ得ナイ。」<sup>37)</sup>

この箇所は『大理院判例要旨滙覽』の性格を考える上で大変興味深いものである。川村は研究不足と糾弾しているが、『大理院判例要旨滙覽』に採録されることが一定の地位を判例に与えていた、ないしは現場がそのように認識していたのかもしれないという可能性を示すからである。

川村著には民法の総則・物権・債権編に関する判例・解釈例の詳細な整理に加え、さらには法律適用條例や民事訴訟條例・民事訴訟執行規則などの和訳が収録されている。

大正期に刊行された中華民国法制関連の書籍のうち最も詳細なものの一つといつてよいであろう。同書はほかにも大清民律草案の効力問題についても貴重な言明を残すなど、<sup>38)</sup>北洋政府期の実態を窺う上で好個の資料を提供するものである。

川村は同書の出版後も鋭意判例研究を継続しており、「支那司法状態研究資料 大理院判決例」(滿蒙七五〇七七、七九・一九二六)として発表している。また中華民法典が成立するに及んではいち早くその和訳及び日本法との対照を行い、川村宗嗣『中華民國商法 日本民商法令對照』(東亞同文會調查編纂部・一九三〇)として発表している。同書では中華民國民法の総則・債・物権の三編、公司法、保險法、手形法、海商法、土地法などの和訳が収録されており、総説では中華民國の立法史概況がまとめられている。

なお中華民國民法の和訳としては、後に中華民國法制研究会の核中核人員として活躍する村上貞吉が丁度同時期にやはり総則・債・物権の三篇についてこれを発表している。<sup>39)</sup>村上自身東亜同文書院の教授を務めていたわけであるが、この翻訳に関しては川村との間に交流はなかったようであり、それぞれ別個の訳文・解説を行っている。村上の和訳

では巻頭言に「東亞攻究會ニ於テ」と記されており、自らも設立に関わった同会での成果であることが窺える。

東亞攻究会は「某篤志家」からの寄託を受けた村上貞吉がその使用法につき須賀虎松、原田瓊生、柏田忠一、伊吹山徳司<sup>(40)</sup>と相談の上、その資金をもとに一九一九年、上海在住の実務家をその構成員とし、財団法人として設立されたものとされている<sup>(41)</sup>。村上と伊吹山は友人であり、また法律顧問として清朝に招かれた志田鉦太郎と伊吹山は一高・東大とともに過ごした親友であった<sup>(42)</sup>。これらの交友関係の中であるいは中華民法制を話題にすることもあったのかもしれない。さらに東亞攻究会会員には馬場鞏太郎の名前も見える。

また東亞攻究会の理事を務めた柏田忠一<sup>(43)</sup>も中華民法制の研究に多くの業績を残している。彼は早期から「支那ニ於ケル外國人ノ鑛業權ニ就テ」（國家學會雜誌三一・一〇・一九一七）を発表しているが、大変興味深いのは東亞攻究会によせた「上海に於ける土地賣買問題」（東亞攻究會々報二・一九二〇）で、そこで彼は郷と保の紹介から説き起こし、所有権と永租権の問題を始めとした諸問題を論じているが、諸資料の中に「墳墓遷移の契約書」としてさりげなく伊吹山徳司宛ての絶賣に関連した墳墓移転の契約文書

が掲げられている。まさに実地ならではの研究成果であるが、同論考に先んじて彼は「支那租界外ノ土地所有權」（東亞經濟研究三一・二、三・一九一九）、その後「上海に於ける物權の準據法」（東亞攻究會々報三・一九二〇）を発表するなど、いずれも上海における土地問題を扱った先駆的業績として大変注目される。ほかに法制関連の作品として「支那人ノ出生及ビ死亡」（東亞經濟研究三一・一九一九）などもある。

#### 四 公的諸機関による調査

清朝末期から中華民国期にかけて、先に登場した志田鉦太郎の如く法典編纂活動を助けた日本人顧問たち<sup>(44)</sup>によって法制関連の情報が日本へと伝えられることがあった。それ以外にも中央官庁が継続的に情報収集を行う中で、例えば池田寅二郎・小山松吉<sup>(45)</sup>「支那司法制度ニ關スル調査復命書」（司法省・一九一八序）が発表されている。回復命書は司法省の命を受けて兩人が一九一七年一〇月から一九一八年三月まで中華民国で行った調査結果を報告したものであり、支那ノ司法制度、我領事館ニ於ケル司法事務、支那ニ於ケル外國ノ司法機關、上海公共會審公廨（通稱會審衙門）、

意見の五章よりなる。後にはここから我領事館ニ於ケル司法事務、意見の二章を落とし、逆に司法官官等條例及び司法官官俸條例に関する補論を加えて内容を整えたものが小山松吉・池田寅二郎「支那ニ於ケル司法制度」(法曹記事二八一〇、一一、二九一、二、三・一九一八—一九一九)として公表されている。

大正期の報告書では特に岩田一郎『支那司法制度視察報告書』(支那司法制度調査委員會・[一九二二])が詳細である。同報告書は司法行政一斑、司法官ノ任用、司法官ノ待遇、審判廳及檢察廳ノ構成、審檢廳及其職員ノ配置、縣知事兼理司法事務、司法警察、監獄、律師、承發吏、東省特別區域法院、華洋訴訟、法典ノ編纂及現行法令、領事裁判權撤去問題、結論の一五章構成となっている。彼は外務省へ提出したこの報告書について北田正元参事官宛てに書簡を発し、印刷の後には北京の小幡西吉公使、西田畀一書記官、さらには中華民国各地の總領事、領事、副領事につき、様々資料の提供を受けて大いに便宜を得た関係もある。名宛人となつている北田参事官もその後司法省の三宅正太郎参事官とともに司法制度視察を行ったことが報じられている。<sup>(47)</sup>  
なお外務省はこれ以前から継続して中華民国憲法について

も情報を収集している。<sup>(48)</sup>

一九二〇年代の調査を考える上で外せないのは、一九二一年のワシントン会議において中華民国の治外法権撤廃について議論が行われたことである。この会議を受けて西洋列強による検証のための委員会が組織されるが、中華民国側の事情もあり延期されるなど紆余曲折をたどることになる。その複雑な過程はとも本稿で扱い切れず、また結局のところ清朝末期以来の司法制度改革や近代的な法典編纂が治外法権撤廃へ向けての議論の中でどれほど重きを置かれたのかという重要な論点を含むため、その考証は別稿を期したいが、ひとまずワシントン会議の影響が一九二〇年代の調査の背景として存在することについて疑いの余地はない。

しかしながらこれらの調査に異を唱えるものもあつた。その一人が台湾旧慣調査において活躍した小林里平である。彼はこれらの調査につき「御機嫌取りの爲めに、多少の政略的意義を加味し居りたるもの」として、これを受けて決定された調査の方針について「斯かる内訓的束縛の下に調査するものに果してよく事實其のまゝの詐らざる報告を期待することを得べきや、吾人は甚だ之を恐るゝものなり」と切り捨て、他方で「然るに新領土臺灣に於ては、一

般施政の参考上必要として先年來始終南支の現勢調査をなさしめ居り已に大正九年には謄寫に代へて印刷にさへ附し居れり。之れこそ斯かる計畫の必要もなき時代に於て出來たるものなれば潔白純眞にして決して彼の忌むべき政策などを加味せる恐れなしと信ずる」と述べる。<sup>(50)</sup>言及された調査は誰であろう小林自身が手掛けた「變通自在ナル中華民國司法制度」(臺灣總督官房調査課・一九二〇)である。

台湾總督府自身も台湾統治において対岸の中華民國、特に台湾とも関係の深い中国南部の様相には常に注意を払い「南支那及南洋調査」叢書<sup>(51)</sup>という形で研究を蓄積していた。小林の報告書もその一部である。また小林自身台湾旧慣調査以来法制の諸問題を継続して扱ってきたという自負もあつたのであろう。さらに小林は先の報告書に合わせて『中華民國法律草案譯文』(臺灣總督官房調査課・一九二〇)として大清民律草案の物權、親屬、繼承の三編を和訳している。<sup>(52)</sup>

朝鮮においてはこの時期、当時朝鮮總督府司法部長官であつた國分三亥が司法事務取調のため中華民國へ出張(一九一八年一〇月七日〜一月二一日)し、その結果に基づき朝鮮高等法院において講演した内容が「支那司法制度及帝國領事裁判の狀況」(朝鮮彙報四九・一九一九)として公

表されている。東北部から山東省、北京を巡回しての報告は三〇頁を超えるものとなっている。実際に領域を接する朝鮮總督府にとつて、中華民國の狀況はやはり看過できない重要性を持ったものと思われる。

また当時朝鮮では朝鮮銀行調査局編『滿洲ノ不動産權ニ關スル調査』(同局・一九一七年四月卷頭言<sup>(53)</sup>)も発表されている。当時朝鮮銀行はかの美濃部達吉の兄、美濃部俊吉が總裁を務めており、その命により廣津正二、松崎茂松の兩名が滿洲地域に出張、調査復命したものである。不動産權(土地及建物)ノ種類及性質、滿洲ニ於ケル不動産權ノ内擔保ニ徴スルコトヲ得ヘキモノ及其取得方法竝効力、滿洲ニ於ケル不動産擔保權ヲ行使スル場合ノ方法及手續、建物ニ對スル火災保險ノ實況、滿洲ニ於テ工場ヲ擔保トシテ貸付ヲナス方法、耕地整理産業組合ノ如キ公益法人及市町村水利組合ノ如キ公益團隊ノ有無及其ノ現状、貸付契約締結ニ關スル公正方法、といった形で銀行実務の需要に即した章立てとなつており、租や典、押といった伝統的な土地保有体系についても言及がある。

こうした朝鮮からの中華民國法制への関心は昭和に入つても継続しており、例えば花村美樹「中華民國國民政府の司法制度竝に刑事法規」(司法協會雜誌九一六〜八・一九三



○)では、治外法権撤廃交渉において問島における朝鮮人民の取扱がどうなるか、その問題への関心から中華民國法制への関心を寄せている様が見て取れる。

さて、ほかに半ば公的な機関による調査として、当時の中華民國商標法に関するものを挙げる事ができる。例えば天津日本人商業會議所『中華民國商標法同施行細則 附錄沿革、主要事項説明』(同所・一九二四)などは、商業実務に携わる人々の需要に応えるべく提供されたものと考えられ、また中根齊<sup>55)</sup>により「支那商標登録法の研究」(支那時報二二三・一九二五)が発表されている。

また西川喜一『支那經濟綜攬 第一 支那發達史と居留地論』(上海經濟日報社出版部・一九二二、日本堂書店・一九二五(三版))が「支那法制」の編を設けて各国の居留地や租借地をめぐる問題、さらには領事裁判、外国人の土地所有権の問題に至るまで、三〇〇頁を超える記述を残している。彼はこれに先んじて「支那治外法権撤廃反駁論」(東亞經濟研究五四・一九二二)、「在支我領事制度刷新論」(同六一・一九二二)を発表し、治外法権問題について論陣を張っていた。西川は法学士、漢口の商業會議所の顧問として諸問題の調査にあたっており、<sup>56)</sup>『支那經濟綜攬』は実に全五冊に及ぶ壮大なものとなっている。

## 五 山口高等商業学校

さて、台湾旧慣調査からのまた別の影響経路として、山口高等商業学校<sup>57)</sup>の存在を挙げなければならない。特筆すべきはその支那貿易講習科の開設(一九一六年)である。その際に新たに専任講師として招聘されたのが台湾旧慣調査に従事していた木村増太郎<sup>58)</sup>である。彼はその主任として運営に尽力するとともに学内に東亞經濟研究会を発足させ、機関紙『東亞經濟研究』を創刊、研究成果の発信を開始する。木村自身は早くも一九一八年には南洋協會新嘉坡商品陳列館館長として転出してしまったためわずか二年余の在任ではあったが、自身も「支那ノ錢莊」(東亞經濟研究二二三、三一・一九一八・一九一九)、「支那ノ買辦制度ニ就テ」(同三十三・一九一九)を寄稿して同校の研究活動を支えるなど、同校の中華民國研究に確固たる礎を築いたものとする事ができよう。

同科は一九一八年には支那貿易科と改称されるが、ここには中華民國法制の研究に携わった多くの人材を見ることが出来る。清朝末期に招聘されて湖北政法学堂に教鞭を取った作田莊一が既に明治四五年から教授として在籍しており、また木村と同時に講師に招聘された稻葉岩吉は<sup>59)</sup>「支



那の法制」(教育學術研究会編『支那研究』(同文館雜誌部・一九一六)所収)を書いており、これは副題に「迴避制度と自治制の關係」とあるように、中国の「内治問題」に関心において官吏の本省迴避の問題を中心に論じた法制的な作品となっている。支那最近社会事情と支那近世史を担任していた稲葉にはほかに家族制度を扱った論考、「支那民律卜族制」(東亞經濟研究三一・一九一九)などがある。

山口高等商業学校卒業後改めて支那貿易講習科の第一期生として入学・卒業した田中忠夫は<sup>60</sup>一九二〇年に同校講師となり、『支那手形論』(日本堂書店・一九二四)や『支那物權慣習論』(日本堂書店・一九二五)を次々と上梓し、主として私法分野の研究を進めている。ただ彼は同校では支那經濟事情・植民政策・東洋經濟事情を担当しており、法学を講じたわけではなかったようである。

大変興味深いのは、『支那物權慣習論』冒頭の例言に「慣習は支那高等法院の調査資料に依り、これに著者の調査を加へたり」と書かれているように、後に『民商事習慣調査報告録』(司法行政部・一九三〇)に収録されることになる中華民國期の慣習調査報告を踏まえた記述が登場していることである。論文発表の段階では『民商事習慣調査報

告録』は刊行されていないため、先行してそれら調査結果が一部掲載された『司法公報』や『法律評論』掲載のものを参照したのかとも思われるが、それらにも掲載のないものが登場することから、各地からの報告書を見ていたか、もしくはそれらに接し得た人物から情報を得ていたものと思われる。中華民國期の慣習調査の使われ方の一つの例として大変興味深い。

田中は『支那物權慣習論』の刊行とほぼ同時にその「第一篇物權總論」の部分で単行論文「支那物權總論」(東亞經濟研究九・一九二五)としても公表し、これまたほぼ同時に「支那の先買權に就て」(支那一六一・一九二五)、さらには「支那社會生活觀」(支那一六一・一九二五)、「支那に於ける借家慣習」(東洋二八二・三・一九二五)を公表し、『民商事習慣調査報告録』に収録される慣習調査結果を用いた研究を次々と発信している。他にも「支那ノ債權抵銷ニ就テ」(東亞經濟研究九・一九二五)や「支那の廢繼に就テ」(東洋二八二・一九二五)、「支那ノ利息制限法ニ就テ」(東亞經濟研究一〇・一九二六)では多く大理院判例を駆使して論考を仕上げている。また短い論考ながら「中國押匯論」(銀行研究七二・一九二四)や「支那の彩票に就て」(同七三・一九二四)といった商事

法関連の研究も発表している。

一九一八年より山口高等商業学校講師（一九二四年より教授）となった西山榮久は『東洋歴史大辭典』（同文館・一九〇五）の編纂から経済学、地理学、歴史学と幅広い分野に著作を残したが、法制については特に婚姻・家族法の分野において「支那に於ける家産分配に関する法規と慣習とに就て」（東亞經濟研究一二三、四・一九二八）や「支那家族制度の破壊」（支那一九一・一九二八）、「支那最近の女子遺産相續權問題」（法律春秋五五・一九三〇）、「支那現代婦人の地位の變化、特にその遺産相續權問題」（東亞經濟研究一四二・一九三〇）などを発表し、後には『支那の婚姻』（東亞研究會・一九三四）、「支那の姓氏と家族制度」（六興出版部・一九四四）を出版するに至っている。また彼はモンゴル法研究で知られるリヤゾフスキーの業績を紹介したこともある（東亞經濟研究一八四、一九三・一九三四―一九三五）。

余談ながら西山と田中は同じ山口高等商業学校に關与しながらもあまり良好な關係ではなかったことが窺われる。昭和に入ってからのことであるが、西山榮久「支那政局の將來」（東洋貿易研究八六・一九二九）の所説に対し田中忠夫「誤れる支那論を排す」（上海週報社・一九二九）、ま

た西山榮久「支那人は帝國主義者である」（法律春秋四四・一九二九）及びそれに先行した同「支那は法治國となり得るや」（同三一・一九二八）に対し田中忠夫「支那は帝國主義であるか？」（同五三・一九三〇）という形で応酬が行われ、時に挑発的なまでに中華民國に批判的な立場をとる西山に対し、田中が半ば中華民國を擁護する立場から論戦を挑んでいる。双方の主張は一長一短、その是非を決することは難しい。

なお一九二二年には山口高等商業学校の調査研究機関として調査部が設置され、一九二六年には調査課、最終的には一九三三年に東亞經濟研究所へと発展・改組され、法制のみならず中華民國研究の一大拠点として活動することとなる。後身である山口大学の図書館には現在も同研究所時代の豊富な関連書籍が所蔵され、中国研究者が一度は訪れるべき著名な図書館としてその名を馳せている。

## 六 慶應義塾大学と早稲田大学

当時所謂「支那通」と呼ばれた人々の中から後に法制研究に名を残すこととなった人物も多い。中でもまず言及しなければならないのは後に慶應義塾大学法学部の中国研究

を大きく発展させた及川恒忠<sup>(64)</sup>である。当時の新聞記事によれば、及川が中国学を志したのは田中萃一郎<sup>(65)</sup>の影響であるという。田中は慶應義塾大学史学科の創設や三田史学会の設立にも携わった慶應中国学の祖ともいえるべき研究者であり、及川自身慶應義塾に学ぶ中で得るところが大きかったのである。

及川は大正二年に慶應義塾大学を卒業すると助手に採用され、大正五年には中華民国へと派遣される。先の新聞記事が「旅行癖の語學家」の副題を有するのとおり、まさに「支那通」として中国語を自在に操り上海に居住し、各地に旅行して生の中華民国についての見聞を広めるなど、直接に中華民国社会を体験したという経歴が特筆される。帰国後は大正九年より慶應義塾大学法学部において「支那法制論」<sup>(66)</sup>、経済学部において「支那経済事情」を講じ、後には「東洋外交史」をも担当するに至っている。

及川は現在も刊行され続けている慶應義塾大学の『法学研究』<sup>(66)</sup>の創刊にも関わっている。彼は創刊時から「支那國務總理論」〔法学研究一・一九二二〕、「支那大統領論」〔同一二・一九二二〕、「再び支那大統領に就て」〔同一四・一九二二〕と論文を立て続けに寄稿し、また「支那今日の法制」〔法学研究二三／四、三一、四一・一九二三

一九二五）と題してかの江庸「五十年來中國之法制」〔最近之五十年〕（申報館・一九二三）所収）の和訳を発表している。

それら研究成果を取りまとめた及川恒忠『支那政治組織の研究』（啓成社・一九三三）においては中華民国の地理、政治史、憲法史、国会史、政党史、政治組織、司法制度、陸軍、海軍、財政史が扱われ、末尾の地名学典を加えると一〇〇頁を超える大著となっている。部分的には『法学研究』や『三田学会雑誌』などに論文として発表したものをも取り入れてまとめられた同書は、当時の中華民国研究の中でも指折りの名著として知られるものである。

さらに「錢莊ノ發達ニ就テ」〔東亞經濟研究六・四・一九二二〕や「曹銀憲法ノ批評一斑」〔同一〇・一（特別号）支那研究〕として公刊（一九二六）のように、先に述べた山口高等商業学校の機関紙『東亞經濟研究』への寄稿も見られ、相互の交流が行われていたことが確認できる。

また及川の業績の一つとして是非とも言及しなければならないのは望月文庫の整備である。現在も慶應義塾大学図書館に所蔵される同文庫は望月軍四郎の寄附にかかる文庫であり、その収書に尽力し日本でも有数の中国法制関連文献の蔵書を形成したのが及川であった。経緯は以下のように

に紹介されている。

「望月軍四郎はこれ迄も慶應に数々の寄附をしているので、日吉校舎建設のための寄附を求めるつもりで、昵懇の小林澄兄教授が勧誘に出かけたが、望月はそれにはのらないで支那研究講座の設置をすすめた。望月はその前年中国を旅行し、中日親善の必要を感じ、米国にはハーバート大学他にも支那講座があつて業績を残しているのに、隣国である日本にそれが無いのを残念に思い、早大には東亜経済講座創設のため五万円を、慶應には十万円を寄附しようというのである。そこで直ちに「望月支那研究基金規定」が定められ、科外講座、中国語演習、中国視察費補助、中国研究奨学金、中国文献の収集が企てられた。中国に関する文献購入は及川恒忠教授が主任となり選択し、「望月文庫」と名付けて図書館に収蔵した、国民政府の各種公報類や中国の時局物に重点が置かれたが、広東・広西・湖南<sup>99</sup>：といった通志類や袁世凱時代の北京政府財政部編の「財政説明書」など、特種なものも可成り購入した。これらは本郷にあつた文求堂書店の協力なくしては収集が出来なかつた。時には予定額を超え、借金を

重ねたが、文求堂は黙つて次々と届けてくれた。文求堂との関係が深くなり、同時に橋本増吉・前川三郎・加藤繁など中国関係の教授の援助もあつて「望月文庫」以外にも中国書が多くなつたのはこの時期である。「大清会典」四百九十五冊、通典・通志などの所謂「九通」<sup>100</sup>一千冊、「御選四朝詩」百五十六冊などその一部である。」

以上の記述に続けて「東京で東洋文庫に継ぐ中国文献を持つところは何処かと問われると、それは慶應の図書館だと答えるそうである」(一三六頁)と描かれるほど、充実した蔵書を得るに至つたのは実に及川の采配による所が大きい。

及川は戦後も中国共産党の研究をはじめ多くの論考を発表し、一九五九年に没する。師であつた田中萃一郎が遊泳中の事故で亡くなつたことと関係があるのであろうか、慶應義塾大学体育会水泳部長をも務めていた及川は体育会水泳部葬を以て見送られたと報じられている。<sup>101</sup>及川の後は英修道、石川忠雄の両氏<sup>102</sup>がその衣鉢を継ぎ、慶應義塾大学法學部の中国学を支えてゆくこととなつた。及川が手掛けた様々の分野のうち同学部では概ね中国政治の研究が主流と

なり、中国法制の研究が途絶えているのは聊か寂しい。

さて、望月軍四郎の寄附により大正一五年に設立された望月支那研究基金は、望月文庫の整備を行うのみならず、支那研究課外講座として慶應義塾内外の研究者を招いて関連の講座を開いており、当時の中華民国研究の中心の一つとして機能していたことが分かる。<sup>74</sup> 講演者には及川は勿論のこと、中国史の松井等、矢野仁一、服部宇之吉、経済史研究で知られる根岸侑、木村増太郎、果てはアンリ・マスペロや董康までも名を連ねるなど、錚々たる陣容を窺うことができる。

それら講演担当者の中には早稲田大学の中国研究を語る上で欠かせない青柳篤恒<sup>75</sup>の名も見えるため（既に曾田三郎氏の先行研究にも紹介されているが）以下紹介しておく。青柳自身の回顧及び履歴によれば一五歳の時に又従兄弟である宮島大八<sup>76</sup>の勧めによって中国に携わること志し、後二四歳にして東京専門学校（早稲田大学の前身）英語政治科に入学、二七歳で卒業後早稲田大学の教員となり、大隈重信の秘書として中国関連の事務を担当していたようである。一九一二年には早稲田大学で新設された支那革命史講座を担当するに至ったことが報じられている。<sup>75</sup> 一九一三年、袁世凱より法制顧問の推薦依頼を受けた高田早苗・大

隈重信は有賀長雄<sup>76</sup>を説得して承諾の返事を引き出すに至るが、その際の顧問襄助員として青柳も半年間北京へと渡っている。<sup>77</sup> 大正期に発表された青柳の論考としては「支那革命の當時統治権が清帝國から中華民國へ移轉せる法理の考察」（早稲田政治經濟學雜誌一・一九二五）がある。

早稲田大学といえ、後に明代史研究の大家として名を馳せる清水泰次<sup>78</sup>が大正期から既に陸続と論考を発表しており、中には家族法・相統法に関連するものも見出すことができる。また早稲田大学の法制史学では、廣池千九郎<sup>79</sup>が既に一九〇五年に講師として東洋法制史を講じていたことが特筆されよう。その講義案は現在でも『東洋法制史講案』（モラロジー研究所・一九七七）として手にすることができ、この講義をもとに廣池は『東洋法制史序論』（早稲田大學出版部・一九〇五）、『東洋法制史本論』（同・一九一五）を出版している。いち早くこれに書評を寄せた田能村梅土<sup>80</sup>は明治大学にあつて早くから東洋法制史研究を行った人物であり、秋阜「支那法制の研究」（明治法學・一九〇三）において法制史研究のみならず同時代現行法の研究の重要性についても啓蒙活動を行っていたことが記憶されるべきであろう。

そのほか、所謂「支那通」として著名であり、昭和二年

頃から拓殖大学において教鞭を取った長野朗<sup>(81)</sup>の著作で法制とも関連するものに『支那の社会組織』（行地社出版部・一九二六）、『支那土地制度研究』（刀江書院・一九三〇）、學藝社・一九四二（再刊）がある。長野は中華民國の様々な問題について膨大な著作を残しており、問題全体の中で社会組織や土地問題をも扱ったという印象である。しかしその法学関連の著述は膨大な資料収集や彼自身の実地調査に基づいており、門外漢とは思えない水準に達している。同じく「支那通」として知られる後藤朝太郎も「支那古代に於ける法制經濟關係文字の解剖」<sup>(82)</sup>などの法制関連の論考を發表している。

## 七 おわりに

以上、複雑かつ多岐にわたる大正期日本の中華民国法制研究の概要を瞥見してきた。おそらく取りこぼしも多々存在するのではと恐れるが、再度簡単にその特徴を振り返るとすれば以下のようなだろう。

まずは直接・間接的な台湾旧慣調査の影響である。勿論それ自体は中華民國の諸立法を扱ったものではないが、広く中華民國の法制を考える上で、台湾及び清朝の研究を通

じてその基盤を提供したものと見えよう。その人材・手法を直接に継承した満鉄調査部は引き続き広く中華民國の旧慣に関する研究を行いつつも、より満洲の現状に密着した調査へと進み、他方でその実効性はともかくも現行法として存在した中華民國諸法の研究も行われるに至っている。

その後の研究については、加えて東亜同文書院、山口高等商業学校がそれぞれ研究の中心の一つとして活躍するに至る。英修道がその師及川恒忠の『支那經濟事情』を評して「當時中國經濟研究を特色としていた山口高等商業学校や上海同文書院の諸教授や、對華經濟進出を目指していた實業界の人士よりも、これまた揚聲を以て迎えられたものである」<sup>(83)</sup>として特に両研究機関に言及するのも故なきことではない。その言にもあるように両機関とも主として經濟・実務方面に主力を置いており、独立の法学部を有したわけではないが、中華民國に携わる段階で必要となる知識として法制が扱われ、従って主として実務的な観点・必要から法制研究が行われていたものとする事ができる。

研究の情報源としては政府関連機関の公報、民間や司法機関による判例集、日中の関連著作など、入手困難な中でも可能な限り正確な情報を求め、時には川村宗嗣の著作に見るように中華民國側をも遡ぐまでの情報整理を行った例



も出現するほどであった。

そしてこうした研究成果は書籍や論文といった形で世に問われることとなったが、ここでも東亜同文書院や山口高等商業学校の刊行した雑誌がその格好の場として機能していたことが窺える。本稿では紹介の都合上機関ごとに代表的な人物を挙げて説明を行ったが、これらの人物がその所属機関を超えて互いに論文を投稿し、講演に招かれたり招いたり活発な情報交換を行っていたことも見て取れた。

以上の例は法学部ではない場所で行われていたわけであるが、大学の法学部において中華民国法制が継続的に扱われるに至った例として慶應義塾大学と早稲田大学の例を採り上げた。ただその研究対象であるところの中華民国法制が一定の落ち着きを見せるのが一九三〇年代、憲法を除く六法がひとまず公布されてからであったこともあり、大正期においては未だ十全な展開を見るには至っていない。ただこれらはその後の中華民国法制研究の基礎を築いたものであり、昭和を迎えると先述の中華民国法制研究会に見るように東京帝国大学においても中華民国法制研究が展開することとなる。

ともあれ、一九三〇年代を迎えると六法を始め諸法規も充実するに至り、研究対象が安定するとともに、旧満洲国

の成立をも迎えて、日本における中華民国法制研究は論文・著作ともに急激にその数を伸ばすこととなる。ひとまず本稿はこの膨大な先行研究への入り口を覗いたところで筆を擱かざるを得ないが、昭和へと飛び込む前段階の整理は些かなりともついたのでないかと思われる。機会があれば別稿にてその後の研究史を取り扱うこととしたい。それにしても大正期だけでも多くの先学があまり言及されないままに埋もれていたことに今更ながら嘆息せざるを得ない。本稿が広く故人を偲ぶ縁となれば幸いである。

(1) 拙稿「中華民国法制研究会について——基礎情報の整理と紹介」(中国——社会と文化二二・二〇〇六) 参照。

(2) 仁井田陸「東洋法史学の諸問題——その反省と課題」(人文四一・一九五〇)を参照。ほぼ同旨のものに中華民国法制の回顧を加えた同「東洋法制史(附 現行中華民国法)」(人文科学委員会『日本の人文科学——回顧と展望』(印刷廳・一九四九)所収)があるが、追加された部分はほぼ中華民国法制研究会の著作群の紹介に終始している。東洋法制史学の当時の回顧については奥村郁三「東洋法制史学の現状と課題」(法律時報四五・五・一九七三)も参照のこと。

(3) <http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/nishi/>



nhongo.htm 参照。

- (4) 福島正夫「岡松参太郎博士の台湾旧慣調査と華北農村慣行調査における未弘厳太郎博士」(東洋文化二五・一九五八)、「中国旧慣の調査について」(東洋文化二五・一九五八)など参照。
- (5) 宮内季子(一八七二—一九一九)の履歴については宮内季子君記念誌発行會『宮内季子君記念誌』(非売品・一九二二)参照、また彼に関する文書が宮内季子文書として早稲田大学に寄贈されており、早稲田大学東アジア法研究所ホームページ(<http://waseda-eals.com/database-miyachihmi>)に履歴も含めた詳細な紹介がある。
- (6) 源成農場は愛久澤直哉(一八六六—一九四〇)の設立にかかる三五公司の下にあり、宮内の妻と愛久澤の妻が姉妹(ともに岡松参太郎の姪)であったことが関係したのか、愛久澤のたつての望みで宮内は源成農場へ移籍したという。愛久澤も台湾旧慣調査において「臨時臺灣舊慣調査會第二部調査 經濟資料報告」(臨時臺灣舊慣調査會・一九〇五)をまとめた人物であるが、その後調査活動からは離れ三五公司の経営に尽力することとなる。愛久澤の履歴については『拙著』六二頁註七九参照。ほかに紅塔生「南洋の護謨王愛久澤直哉君」(海外發展四(七月号)・一九二六)、記者「南洋の護謨王愛久澤直哉氏」(實業の日本一八七・一九一五)を参照。
- (7) 砂田熊右衛門(一八七五—?)の履歴については『拙著』四三四頁註六参照。それに補足しておく、彼は『支那防戩令』(南滿洲鐵道總務部交渉局・一九一四)などの報告書を執筆したほか、山東鐵道時代に一九一八年四月一〇日付で『山東鐵道延長線竝支線建設意見書』を外務省宛て提出(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B10074647300、山東鐵道関係一件 第二卷(F-1-9-2-10-002)(外務省外交史料館)参照)、その前半部第三章までを「山東鐵道延長線及支線問題二就テ」(東亞經濟研究二二・三、四・一九一八)として公開し、その後は実業界に転じたのか一九一九年九月六日付で「東京ハム製造株式會社創立委員長」の肩書で当時習志野俘虜收容所に送られていたドイツ人技師ブッチングハウス、ケテルの両氏から食肉加工技術伝習を受けるべく請願が出されている(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03025079200、大正〇八年「歐受大日記09月」(防衛省防衛研究所)参照)。さらにその後は帝国議會議員への出馬も取り沙汰されたことが報じられる(一九二四年三月一六日「東京」朝日新聞朝刊二面)ちなみにこの記事の振り仮名では名前の読みは「すがめたくまゑもん」、他方で前掲「中国旧慣の調査について」では砂の字に「スガ」とだけ振り仮名がある)など、いずれにせよ學術方面からは遠のいていたようである。
- (8) 亀淵龍長については井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言——』(アジア經濟研究所・一九九六)七四五頁参照。

- (9) 天海謙三郎（一八八四—一九六二）については天海謙三郎『中国土地文書の研究』（勁草書房・一九六七）所収の著者略年譜及び著作目録を参照。また前掲『満鉄調査部——関係者の証言——』七一七頁を参照。
- (10) 杉本吉五郎（一八七六—）については『人事興信録』（二四版）（人事興信所・一九四三）三八八頁に「東京府新三郎の三男にして明治九年三月出生分家す東京外國語支那語科を卒業し陸軍通譯關東都督府屬兼同府翻譯生同職員講習所講師土地審査委員會書記滿鐵總務部調査課勤務滿洲國民政部土地局顧問となり現時同國務院土地制度調査會委員たり」とある。
- (11) 「中国旧慣の調査について」（東洋文化二五・一九五八）八三頁。
- (12) 同論争の詳細については『拙著』第四章第四節第二款参照。
- (13) 伊藤武雄「満鉄の初期調査活動——石川鉄雄と野中時雄——」（アジア経済二九三・一九八八）六五頁。これは後に続編の伊藤武雄「調査課時代——大正期——」（同二九六・一九八八）とともに整理の上で前掲『満鉄調査部——関係者の証言——』に「第一編 初期調査活動」として収録されている。
- (14) 前掲伊藤武雄「調査課時代」八三頁。
- (15) 前掲伊藤武雄「調査課時代」八六頁。
- (16) 前掲伊藤武雄「満鉄の初期調査活動」七九頁。
- (17) 前掲伊藤武雄「満鉄の初期調査活動」六七頁。
- (18) なお『法制』の書名で『法』に登録されている名古屋大学法学図書館、一橋大学附属図書館所蔵のものは、この抜刷である。
- (19) 前掲伊藤武雄「調査課時代」七四頁。
- (20) ここでの伊藤の証言はそれぞれ前掲伊藤武雄「満鉄の初期調査活動」六七、八〇頁。
- (21) 当時例えば西島良爾『最近支那事情』（寶文館・一九一）が清朝の法制について四頁あまりのごく簡単な解説を置いているが、それ自体清朝法制のみを研究対象とする書籍ではなく、情報の質・量とも『清國行政法』を凌駕するものではなかった。多少時代を下っても例えば東亞實進社編『支那研究叢書第九卷 支那制度及社會概要』（同社・一九一八）に「支那の法律」なる章が設けられ、四頁程度の簡単な情報整理を行っているのが見られるが、これまた全般的な知識の提供を目的とした書籍であるので、頁数の少なさを責めるわけにはいかない。西島良爾（一八七〇—一九二三）については柴田清継「西島良爾神戸在任期の対中国活動——『日華新報』の初歩的考察を兼ねて」（孫文研究三二・二〇〇二）も参照。
- (22) 高橋聿郎（一八八〇—一九二二）の履歴については黒龍会「東亜先覚志士記伝」（原書房・一九六六）下巻二八七—二八八頁に「……京都大學法科に入るに及び……更に同大學教授織田萬、岡松參太郎の研究助手となり、三十七年優秀

の成績を以て大學法科を卒業した。卒業後一時司法官候補となりしも日露大戦に際し報國の義務を盡すはこの秋にありとて海軍に入り、中主計として軍艦三笠に乗組み、日本海々戦に参加して大に膽氣を示し豪傑の面目を發揮した。三十八年九月三笠沈没の際艦中であつて死に瀕せしも辛ふじて命を全くし、爾後郷里に歸つて静養に努め、次いで海軍を退きて大阪朝日新聞に入り論説欄に據つて健筆を揮ひ、後ち同紙の北京特派員となつた。是れ彼が支那事情に通ずるに至りし端緒である。居ること二年許りにして歸朝し、幾くもなくして同社を退き大阪に辯護士を開業したが、北區の大火に際して一家全焼の厄に遭ひ、郷里徳島に歸つて法律事務所を開いた。其後上京して東京に人權擁護社なるもの、設立を企て、又は政治雜誌の發刊を企てしも事意の如くならず、大正三年七月去つて滿洲に赴き滿洲日々新聞政治部長となり、縦横の健筆を揮ひて大いに名聲を馳せ、累進してその主筆となつたが、大正八年退社して法律事務所を開き、傍ら日華興業株式會社、東洋商事株式會社を設立し何れもその社長として大連財界に雄飛するに至つた。次いで大正九年立川雲平等と共に大連に大連新聞を創刊し、その主筆として滿蒙の時論を論じ、密に滿洲に於ける論壇の重鎮たりしのみならず、對支諸問題に對する指導的立場にあつて大いに盡瘁する所があつた。……とある。彼にはほかに「南滿洲ニ於ケル土地商租ノ法律的意義」(東亞經濟研究二一・一九一八)などの作品がある。

(23) 伊藤武雄『滿鉄に生きて』(勤草書房・一九六四)二〇頁参照。

(24) 淺井虎夫(一八七七—一九二八)については嵐義人『淺井虎夫小傳』(淺井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(汲古書院影印版・一九七七)所収、加藤繁「故淺井虎夫君の業績」(史學雜誌四〇(四)・一九二九)を参照。

(25) 東川徳治(一八七〇—一九三八)については江戸恵子「揚舟 東川徳治年譜考」(東川徳治『支那法制史研究』(大空社(復刻版)・一九九九)巻末に参考資料として収録。初出の『法学志林』第九十二卷第四号(一九九五)では東川の雅号は「揚舟」とされていたが、補訂後は「揚舟」と改められている)、吉原達也「東川徳治氏検討一斑——江戸恵子氏「揚舟 東川徳治年譜考」補遺——」(改訂稿)。

(http://home.hiroshima-u.ac.jp/fatyoshi/higashikawa.pdf) 二〇一四)を参照。

(26) それぞれ前掲仁井田陸「東洋法史学の諸問題——その反省と課題」一五、六頁参照。

(27) 淺井の名譽のためというわけではないが、滋賀秀三はその著『中国法制史論集 法典と刑罰』(創文社・二〇〇三)において『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』につき「明治末年に出て當時名著と称せられた——そして今でも座右に置きたい——この著書と本章は同じ線上に立つものであつて、もしも淺井氏のこの書が無味乾燥という評価を受けるならば、本章も同じ評価に甘んじる。淺井著が出てか

ら九十年を經過した今日、個別的研究の進展によって、そのどの一部分を取つても原文のままでは通用し難くなつているにもかかわらず、この書に代わり得るような通史は未だに書かれていない。これは後に続く者が怠慢であつたという外なく、本章は微力ながらもその負い目を果たそうとするものである。」(一六頁)と述べ、その執筆の動機が浅井著を乗り越えることであつたことを述べている。

(28) 古館尚也(一八九八?)の履歴については帝國秘密探偵社『大衆人事録 外地滿・支海外篇』(一四版)(帝國秘密探偵社・一九四三)満洲二五六頁に「地政總局副局長：佐賀縣安吉長男 明治三十一年四月一日生る大正十二年東大法科卒業滿鐵に入り鐵嶺事務所地方係長奉天地方事務所庶務係長開原地方事務所長公主嶺地方事務所長參事歴職四平鞍山牡丹江各市長北安省次長歴任康德九年現職：」とある。

(29) 水谷國一(一九〇四?)の履歴については前掲帝國秘密探偵社『大衆人事録 外地滿・支海外篇』(一四版)關東州四三頁に「滿鐵(株)參事 東亞經濟調查局總務課長兼第一調査課長：愛媛縣義曆長男明治三十七年一月二日生る大正十四年東亞同文書院卒業現社に入り社長室文書課庶務部調査課總務部調査課各勤務經濟調查會調査員資料課調査係主任兼資料係主任情報係主任兼調査係主任總裁室弘報課情報第二係主任東京調査役を経て現職：」とある。また前掲『滿鐵調査部 関係者の証言』七六二頁参照。

(30) 正確には大清民律草案に民国初期に多少手が加えられたものの和訳と見られる。詳細については拙稿「中華民國民法に至る立法過程の初歩的検討——夫婦財産制を素材に」(山本英史編『中国近世の規範と秩序』(研文出版・二〇一四)所収)二八三—二八四頁参照。

(31) 詳細については瀝友会『東亜同文書院大学史』(瀝友会・一九五五)を参照。東亜同文書院については近年膨大な研究が発表されるに至っており、枚挙にいとまがない。東亜同文会については翟新『東亜同文会と中国』(慶應義塾大学出版会・二〇〇一)、大森史子『東亜同文会と東亜同文書院』(アジア經濟一九一六・一九七八)などを参照。

(32) 馬場欽太郎(一八八五—一九六一)については「哀悼故学部長・馬場欽太郎教授」(東海大学論叢商経研究八・一九六一)に「先生は、明治二十八年二月彦根市に出生。明治三十八年滋賀県選派留學生として在上海東亜同文書院商務科に入学、卒業後、教育界に入り、大正五年東亜同文書院教授となり、爾後、同書院研究部主任・教頭・院長代理等を経、東亜同文大学の新設と共に同大学教授・大学予科長・学長代理等を歴任、昭和十六年依願退職と同時に同大学名誉教授・東亜同文会支那省別全誌刊行会編輯長に任じ、經戦後東亜同文会の解散・同文書院大学の廃校により一切の職を辞退。昭和二十七年四月、東海大学短期大学の開設に当り、同大学教授兼学部長に任じ、現職のまま御逝去」とある。ただし生年は明治十八年の誤り。JACAR(アジ

『歴史資料センター』Ref:B05015348900、東亜同文書院関係雑件／人事関係第二巻(H-4-3-0-2-1-1002)(外務省外交史料館)所収の履歴書参照。名前の読みは「くわたりう」。朝日新聞の逝去記事(一九六一年一月二七日夕刊七面)では享年七五歳、読売新聞の逝去記事(同日夕刊七面)では享年七六歳と報じられている。

- (33) 大村欣一(一八八二—一九二五)については前掲黒龍会『東亜先覚志士記伝』下巻一四四頁に「石川縣金澤市の出身、東京帝國大學文科を卒へて明治四十年上海東亞同文書院教授となり、久しくその職に在つたが、後ち一旦辭して東京に歸り東亞同文會の編纂事務に従ひ、支那省別全誌の完成に努力し、大正九年再び上海同文書院の教授となり、高潔なる人格を以て熱心に生徒を教へ、傍ら支那事情の研究に益々精進し、造詣甚だ深きものあつたが、大正十四年九月三日病んで上海に歿した。年四十三。生前『支那政治地誌』の著あり、支那研究資料として好著と稱せられる」とある。また「故大村欣一位記追賜ノ件」(JACAR)アジア歴史資料センター)Ref. A11113550000、叙位裁可書・大正十四年・叙位卷二十六(国立公文書館)所収の履歴書を参照。

- (34) 馬場欽太郎「支那地方行政制度の研究」(支那研究一五・一九二七)八二頁。

- (35) 川村宗嗣(一八九〇—一九七四)については川村宗嗣(高橋進監修)『中国古鏡図説』(東北出版企画・一九七八)

奥付「著者略歴」に「明治二十三年、山形県鶴岡市に生まれる。三十年、鶴岡中学校に入学するが、父の仕事の關係で秋田に転居し、三十五年、秋田中学校卒業。東亜同文書院(上海)に進み、同院卒業後、南滿州鐵道株式会社に入社。その後、南滿州製糖株式會社専務、遼東日報奉天支局長を歴任。また、北支新民會、蒙古畜産公司等にも入會。この間、中国古鏡に憑かれ、その集収と研究に没頭す。昭和十五年、帰國し、東京都中野に住居を求め、大東文化學院講師となる。二十年、戦禍をのがれ、秋田県平鹿郡に疎開し、二十六年、秋田敬愛学園高校講師となる。三十八年、秋田美術館、四十二年、鶴岡の致道博物館で、集収した中国古鏡の一部を公開。これをきっかけに出羽三山神社歴史博物館にその全コレクションを寄贈する」とある。同書での名前の読みは「そうじ」。なお同書の情報につき出羽三山歴史博物館の渡部学芸員より御教示を頂いた。明記して感謝申し上げたい。

- (36) 川村宗嗣『支那現行民法法則』(魯庵記念財團・一九二五)二二頁。

- (37) 前掲川村宗嗣『支那現行民法法則』三—四頁。

- (38) 前掲拙稿「中華民國民法に至る立法過程の初歩的検討」二八三—二八四頁参照。

- (39) 村上貞吉訳註『中華民國民法』總則編、債權編、物權編(「出版者不明」・一九三〇年卷頭言)。これらは同年に改めて外務省条約局第二課より支那國治外法權撤廢問題調

- 査資料の一として刊行されている。村上貞吉(一八七四—一九四〇)については拙稿「村上貞吉とその周辺——人物情報紹介——」(東洋法制史研究会通信一九・二〇—二一)を参照されたい。
- (40) 伊吹山徳司(一八六七—一九一九)については伊吹山四郎『伊吹山徳司の生涯』(自版・一九七九)参照。
- (41) 前掲伊吹山四郎『伊吹山徳司の生涯』では「父の在来の仕事のやり方から見ると、この匿名者は、父か、父個人でなければ、その中の幾部分かを分担したに違いないと思われる」(一一六頁)と述べられている。東亜攻究会については日比谷図書文化館ブログ「戦前の上海在住日本人が開いた図書館兼勉強会 東亜攻究会」レポート」(<https://hibiyal.jp/blog/?p=4919>)も参照。
- (42) 前掲伊吹山四郎『伊吹山徳司の生涯』一一五頁、三三—三九頁参照。また志田と伊吹山はともに端艇部であったようである(同四七—四八頁)。さらに志田の四男四郎と伊吹山の三女豊子は後に結婚し、姻戚関係を結ぶに至っている(同三八—三九頁)。
- (43) 柏田忠一(一八八六—一九五八)については前掲『人事興信録』(一四版)カ七五頁に「滿洲國哈爾濱市公署顧問、辯護士、辨理士、岩手在籍、岩手縣忠篤の長男にして明治十九年十一月出生昭和九年家督を相続す大正三年東大獨法科を卒業し牛津大學に學び上海日日主筆となり開業す曩に衆議拓大教授東北桐材アマゾン興業重役たり」とある。
- (44) これら日本人顧問たちについては拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報」(法史学研究會会報二二・二〇〇八)、同「岡田朝太郎について」(附・著作目録)(同二一・二〇一一)、同「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報・補遺」(東洋法制史研究会通信二一・二〇一二)を参照。
- (45) 池田寅二郎(一八七九—一九三九)の履歴については帝國法曹大觀編纂會『改訂増補 帝國法曹大觀』(同會・一九二二)二四頁参照。
- (46) 小山松吉(一八六九—一九四八)の履歴については前掲帝國法曹大觀編纂會『改訂増補 帝國法曹大觀』五〇頁参照。なお小山はジャズピアノリストである山下洋輔氏の母方の祖父にあたり、山下氏の自叙伝『ドフアララ門』(晶文社・二〇一四)にもたびたび登場する。
- (47) 北田参事官宛て岩田一郎書簡(一九二二年五月八日消印)参照。外交史料館所蔵外務省記録、4門1類2項48号・在支治外法権撤廃問題一件のうち48—3—1号・帝國ノ準備の末尾に収録。
- (48) 「北田三宅兩参事官支那司法制度視察の目的と各國の視聽」(大阪時事新報一九二二年一月二二日)参照。なおこの出張の成果は三宅が東京帝國大学法学部法理研究会において「支那に於ける民刑訴訟の實際」と題して報告、その要旨が「雑報 法理研究会記事」(法学協會雜誌四一—八・一九二三)に収録されている。



(49) 外務省政務局『中華民國臨時約法及關係法規』(外務省政務局・一九一六)、外務省情報部『中華民國憲法』(外務省情報部・一九二二)、同『中華民國憲法ニ就テ』(同・一九二四)などがある。また日本銀行調査局も『中華民國憲法』(同局・一九二二)として憲法の和訳をまとめている。なお当時の憲法制定状況を扱った同時代研究として橋川凌『中華民國憲法 附制憲略史』(燕塵社・一九二二)がある。最終的な中華民國憲法の公布・施行は一九四七年を待たなければならぬが、それまでの各段階の草案策定の動向は憲法学者からも一定の注目を集めていた。清水澄は「支那憲法如何」(國家及國家學一九・一九一三)において袁世凱政権下での憲法のあるべき姿について分析、同「中華民國憲法制定ニ就テ」(法學新報二二・七、九、一〇・一九一三)では対照のための参考としてフランス憲法、ブラジル憲法の和訳を載せている。一九二〇年代に入ると市村光恵が大坂朝日新聞に「中華民國の新憲法」(大阪)朝日新聞一九二四年一月四日朝刊六面、六日朝刊二面、九日朝刊二面)を掲載し概要を紹介している。大坂朝日新聞には矢野仁一や内藤湖南といった大家も憲法に関する論評を掲載している。それぞれ矢野仁一「果して慶ぶべきか 所謂支那の正式憲法」(大阪)朝日新聞一九二三年一〇月一九日朝刊一面、二〇日朝刊一面、内藤湖南「支那の憲法」(同一一九二三年一月一〇日朝刊一面)参照。

(50) 小林里平「支那司法制度調査と國民外交」(日本及日

本人一〇五・一九二六)七八頁参照。小林の履歴については『拙著』五四頁註五八を参照。

(51) 詳細は横井香織「日本統治期の台湾におけるアジア調査——台湾総督官房調査課『南支那及南洋調査』の分析を中心に——」(東アジア現代史二・二〇〇八)を参照されたい。

(52) これも正確には大清民律草案に民国初期若干手が入られたものの和訳である。詳細は前掲拙稿「中華民國民法に至る立法過程の初歩的検討」三二〇—三三一頁註二〇参照。

(53) 廣津政二(一八八六—一九三三)についてはその訃報(「東京」朝日新聞一九三三年六月一四日朝刊一面)が「共同證券専務内外投資會社社長廣津政二氏は…山口縣出身大正五年東大佛法科卒業鮮銀、東拓を経て現職に任じ證券界の重鎮であった」と伝えている。

(54) 花村美樹については勝田一編『帝國大學出身名鑑』(校友調査會・一九三三)ハ三六頁に「君は長野縣人花村啓城の長男にして明治二十七年二月を以て生れ昭和二年家督を相續す大正七年東京帝國大學法科大學獨法科を卒業し朝鮮總督府司法官試補となり同九年同府判事に任じ爾來京城地方法院京城覆審法院各判事朝鮮總督府事務官法務局民事課兼刑事課勤務等に歴任し同十四年同府京城法學專門學校教授に轉じ同十五年京城帝國大學教授に任ぜられ現に法文學部勤務たり同十四年歐米各國に留学す…」とある。



(55) 中根齋（一八六九？）については樽本照雄「劉鉄雲と中根齋」（中国文芸研究会会報三四・一九八二）、同「劉鉄雲と日本人」（清末小説一〇・一九八七）参照。

(56) 西川喜一については『學士會會員氏名録』大正一三年版（學士會）九五八頁に原籍広島、大正三年卒で勤務先は武林洋行、宿所は支那漢口武林洋行とあり、漢口を拠点に活躍していたことが窺える。以上については鹿児島大学図書館情報調査支援係小中氏よりご教示を頂いた。明記して感謝申し上げます。

(57) 詳細は山口高等商業學校編『山口高等商業學校沿革史』（同校・一九四〇）を参照。主として同書によりながら経緯を簡明にまとめた木部和昭「山口高等商業學校の東アジア教育・研究と東亜經濟研究所」（東亜經濟研究六七・二〇〇九）も参照。

(58) 木村増太郎（一八八四―一九四八）については前掲『人事興信録』（一四版）キ三二頁に「石川縣増田又四郎の男にして明治十七年八月出生平太郎の養子となり同二十八年家督を相續す同四十一年東大經濟科を京大法科を卒業し臺灣總督府勤務山口高商教授農商務省新嘉坡商品陳列館長法大教授同經濟學部長日本會議所東京商議所各理事中央儲備銀行顧問を歴任し現時前記の職に在り曩に經博の學位を受く」とある。

(59) 稲葉岩吉（一八七六―一九四〇）については日外アソシエーツ編『20世紀日本人名辞典』（日外アソシエーツ

二〇〇四）二八〇頁に「(学) 高商附屬外語學校（現・東京外国語大學）支那語部（明治33年）卒 文學博士（京都帝大）（昭和7年）（歴） 上京遊學の間、内藤湖南に師事、中国近代史、朝鮮史を研究。明治33年北京に留學、北清事変を体験した。35〜37年大阪商船漢口支店勤務。日露戦争には陸軍通訳として従軍。40年滿鉄歴史調査部の「滿州歴史地理」編集に参加、45年安東榮男らと朱舜水記念会を組織、「朱舜水全集」を刊行。大正4年から參謀本部、陸軍大學校、山口高等商業學校などで東洋史、中国政治史、社会經濟史などを講義した、11年朝鮮總督府朝鮮史編纂委員會委員に転じ、14年朝鮮史編修会の修史官となり、長く修史事業を主宰した、昭和12年滿州建國大學教授となる。その間、7年「光海君時代の滿鮮關係」の研究で文學博士、13年「朝鮮史」（全35卷）を完成させた。他の著書に「清朝全史」「支那社会研究史研究」「近代支那史」「朝鮮文化史研究」「増訂滿州發達史」「滿州国史通論」「支那近世十講」などがある」とある。

(60) 田中忠夫（一八九四―一九六四）については前掲日外アソシエーツ編『20世紀日本人名辞典』一五六三頁に「(学) 山口高商（現・山口大學）卒（歴） 山口高商講師、滿鉄社員を経て、著述業に転じ、大正11年中国に渡り經濟事情の調査に従事。15年武漢で第1次国内革命戦争に遭遇、国民革命軍總政治部の副主任であった郭沫若と知り、總政治部國際編訳局の仕事に協力、劉少奇ら中国共產党の

指導者とも会う。昭和4年帰国。東亜経済調査局嘱託となったが、再度中国に渡り、上海で国民党臨時革命行動委員会の宣伝活動に協力。8年福建人民政府の名目上の顧問となる。12年日中戦争勃発後約2年半東京で拘留され、釈放後南京の大使館で中国文献の翻訳に従事。敗戦後帰国し、語源研究に没頭した。「支那経済研究」(大正8年)から「現代支那の基本的認識」(昭和11年)、「支那現下の政治動向」(12年)に至る当時の中国の現状分析を中心とした著作多数とある。なお松山高等商業学校長、愛光学園初代校長を務めた田中忠夫(一八九七—一九七八)とは同姓同名の別人と思われる。

(61) 中華民国期の慣習調査については拙稿「清末・民国时期的习惯调查和民商事习惯调查报告」(中国法律史学会編『中国文化与法治』(社会科学文献出版社、二〇〇七)所収)を参照。拙稿「民商事習慣調査報告録」成立過程の再考察——基礎情報の整理と紹介——(中国——社会と文化一六・二〇〇一)では紙幅の都合から紹介できなかった内容を追加・再整理したものである。

(62) 西山榮久(一八七八?)については實業之世界社編纂局編『大日本實業家名鑑』(實業之世界社・一九一九)下巻、臺灣・朝鮮・支那之部四頁に「[出生] 明治十一年一月を以て長野縣に生る【學歷】明治三十四年東京帝國大學文科大學選科を卒業す【經歷】現時前記株式會社常盤商會上海營業所主任にして山口高等商業學校講師を兼ね」と

ある。前掲山口高等商業學校編『山口高等商業學校沿革史』では「東京帝大文科大學哲學科選科出身、安徽省優納師範學堂教習其他を経て株式會社常盤商會相談役」とある(七六四頁)。「東亞經濟研究」各号の裏紙での一覧ではその名を「Yeikyu Nishiyama」としており、名前の読みは「えいきゅう」であったことが窺える。

(63) 山口大学経済学部編『山口大学経済学部東亜經濟研究所東亞關係藏書目録』(和漢書分類の部・書名索引の部・著名索引の部・洋書の部・中国語発音順索引の部)(山口大学・一九八八—二〇〇二)参照。

(64) 及川恒忠(一八九〇—一九五九)の履歴については坂本慎一「及川恒忠」(Bibliographical Database of Keio Economists (<http://bdkecon.keio.ac.jp/psinfo.php?spand=30>))、また法学研究三三二(及川恒忠先生追悼論文集)・一九六〇「収録の略歴、著作目録、英修道」及川教授の學風を偲ぶ」を参照されたい。

(65) 「支那通の慶大教授 及川恒忠君 旅行癖の語學家」(読売新聞一九二〇年六月四日朝刊三面)

(66) 田中萃一郎(一八七三—一九二三)については三田史學會編『田中萃一郎史學論文集』(三田史學會・一九三二)を参照。

(67) 及川は在外研究中その様子を逐次日本へ知らせており、「塾報 義塾留學生及川氏の情報」(三田評論二二九・一九一七)や「塾報 義塾留學生及川恒忠氏の情報」(同二四

- 五・一九一七)に当時の状況が生き生きと描かれている。
- (68) 余談ながら『法学研究』の題字は及川が中国の拓本から集字したものである。『法学研究』の創刊と発展」(慶應義塾大学法学部 政治学科百年小史——師友人物記——) (慶應義塾大学出版会・一九九八) 所収。参照。
- (69) 慶應義塾大学三田情報センター編『慶應義塾図書館史』(同センター・一九七二)一三五―一三六頁。
- (70) 「訃報 及川恒忠氏」(読売新聞一九五九年一月一日朝刊一面) 参照。
- (71) 慶應義塾編『慶應義塾望月支那研究基金第一次十年誌』(慶應義塾・一九三七)に「支那研究課外講座綱要」として各回の内容が紹介されている。同書巻末には一九三七年当時の「望月文庫和漢洋書目録」も収録されている。
- (72) 青柳篤恒(一八七七一―一九五一)については前掲『人事興信録』(二四版)ア五一頁に「早稲田大学教授兼同高等學院教授、政治經濟學部勤務、校外教育部長、早稲田大學出版部(株)編輯長、東京在籍、千葉縣篤政の長男にして明治十年八月出生同十七年家督を相續す同二十六年北京に留學し湖北省學人張繪に就き支那文學を學び同三十八年早大政經科を卒業し東京高商附屬外語講師陸大教授早大講師を経て同四十一年現職に就く異に大隈侯爵秘書東京高師講師となり七回支那を巡遊す」とある。
- (73) 青柳篤恒「中国語法學研究のおもいで」(中国研究所所報六・一九四七)、『青柳篤恒略歴』(早稲田大学図書館蔵)
- (又06-06734)を参照。
- (74) 宮島大八(一八六七―一九四三)については米沢市上杉博物館編『宮島家三代——宮島詠士の書を中心に——』(同館・二〇〇五)を参照。
- (75) 「早大の新講座設置」(読売新聞一九二二年一月一日朝刊第二面) 参照。
- (76) 有賀長雄については豊富な研究があるのでそれらに譲る。中でも曾田三郎『立憲國家中國への始動』(思文閣出版・二〇〇九)、同『中華民國の誕生と大正初期の日本人』(思文閣出版・二〇一三)は必読である。
- (77) 「有賀氏顧問應聘」(読売新聞一九二三年二月一日朝刊第二面) 参照。当時の詳しい様子は青柳篤恒「北京大總統府在任中の回顧」(外交時報六六六・一九三三)を参照。
- (78) 清水泰次(一八九〇―一九六〇)については清水博士追悼記念明代史論叢編纂委員會『清水博士追悼記念 明代史論叢』(大安・一九六二)所収の栗原朋信「清水泰次先生小傳」、及び「清水泰次博士研究著作目録」を参照。
- (79) 廣池千九郎(一八六六―一九三八)については拙著五頁註六一を参照。
- (80) 田能村梅士については中島三知子「田能村梅士考——明治の一ジャーナリストの中國法制史論」(法學政治學論究六一・二〇〇四)、同「田能村梅士と岡田朝太郎——唱道者と実践者」(尚美學園大學総合政策研究紀要二二/二三・二〇一三)を参照。

(81) 長野朗(一八八八—一九七五)については「長野朗著作目録(東洋協会・拓殖大学関係雑誌における)」「(拓殖大学創立一〇〇年記念出版「学統に関わる書誌I」)(拓殖大学・二〇〇四)所収」、また長野と後述の後藤朝太郎(一八八一—一九四五)につき劉家鑫「後藤朝太郎・長野朗子孫訪問記および著作目録」(環日本海論叢一四・一九九八)参照。ほか西谷紀子「長野朗の中国革命観と社会認識」(大東法政研究論集九・二〇〇一)、同「長野朗の農本自治論」(同一〇・二〇〇二)、同「長野朗の一九二〇年代における中国認識」(同一一・二〇〇三)などがある。

(82) 國家學會雜誌二七六、七、九、一一、一二、二八二、四、五、七、九、二九二、七・一九一三—一九一五、未完。合わせて拙稿(植田信廣と共著)「日本关于法律相关文字之字形、字义研究的学术概況」(河北法学第二八卷第一期・二〇一〇)参照。

(83) 前掲英修道「及川教授の學風を偲ぶ」六〇二頁参照。

※本論文は科学研究費・基盤研究(C)(課題番号・

26380010)の助成を受けたものである。